

**問1** 日本の裁判制度において、人権を守るために一つの事件につき三回まで裁判を受けることができる仕組みを三審制といいます。第一審の判決に不服がある場合に第二審の裁判を求めることと、第二審の判決に不服がある場合に第三審の裁判を求めることの名称の組み合わせとして正しいものはどれですか。（2026年 高知公立入試 類似）

- |   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 1. 第一審から第二審への不服申し立てを控訴、第二審から第三審への不服申し立てを上告と呼ぶ | 2. 第一審から第二審への不服申し立てを上告、第二審から第三審への不服申し立てを控訴と呼ぶ | 3. 第一審から第二審への不服申し立てを起訴、第二審から第三審への不服申し立てを控訴と呼ぶ | 4. 第一審から第二審への不服申し立てを控訴、第二審から第三審への不服申し立てを告訴と呼ぶ |
|---|---|---|---|

**問2** 日本の議院内閣制における内閣の組織について、内閣総理大臣が国務大臣を任命する際の条件として正しいものはどれですか。（2020年 群馬県公立入試 類似）

- |                                  |                                   |   |                                      |
|----------------------------------|-----------------------------------|---|--------------------------------------|
| 1. 国務大臣の過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。 | 2. 国務大臣の全員を、必ず国会議員の中から選ばなければならない。 | 3. 国務大臣は、政治的中立を保つためにすべて民間人から選ばなければならない。 | 4. 国務大臣は、各省庁の事務次官などの公務員から選ばなければならない。 |
|----------------------------------|-----------------------------------|---|--------------------------------------|

**問3** 最高裁判所裁判官の国民審査において、ある裁判官が「罷免（ひめん）」されることになる基準として、正しい説明はどれですか。（2017年 千葉県公立入試 類似）

- |   |   |                                       |  |
|---|---|---------------------------------------|--|
| 1. 辞めさせたいという「×」の印がついた票が、有効投票の過半数に達したとき。 | 2. 辞めさせたいという「×」の印がついた票が、全有権者数の3分の1を超えたとき。 | 3. 何も書かれていない票（信任票）が、有効投票の半数に満たなかったとき。 | 4. 辞めさせたいという「×」の印がついた票が、全裁判官の中で最も多かったとき。 |
|---|---|---------------------------------------|--|

**問4** 日本の刑事裁判の法廷内における配置について説明した次の文章のうち、検察官の説明として正しいものはどれか。なお、配置はすべて裁判官の席から見た位置関係で示しています。（2015年 鳥取公立入試 類似）

- |  |  |   |  |
|--|--|---|--|
| 1. 証言台を挟んで右側に位置し、被告人が有罪であることを立証し、法律に基づいた処罰を求めらる。 | 2. 証言台を挟んで左側に位置し、被告人の利益を守る立場から、無罪や刑の軽減を主張する。 | 3. 法廷の中央で最も高い位置にある壇上に座り、中立的な立場から有罪か無罪かの判決を下す。 | 4. 裁判官の隣に座り、重大な刑事事件において、一般市民の感覚を裁判の内容に反映させる。 |
|--|--|---|--|

**問5** 日本国憲法が定める三権分立の相関関係において、最高裁判所長官の選定プロセスを通じた「内閣」と「天皇」の役割の違いを説明したものと、適切なものはどれですか。（2024年 岡山公立入試 類似）

- |                                      |                                    |   |   |
|--------------------------------------|------------------------------------|---|---|
| 1. 内閣が最高裁判所長官を指名し、その指名に基づいて天皇が任命を行う。 | 2. 天皇が最高裁判所長官を指名し、内閣が実務上の任命手続きを行う。 | 3. 内閣が最高裁判所長官を任命し、天皇はその報告を受けて国事行為として公表する。 | 4. 国会が最高裁判所長官を指名し、内閣の助言と承認によって天皇が任命を行う。 |
|--------------------------------------|------------------------------------|---|---|

**問6** 日本国憲法が定める内閣総理大臣を決定する手続きについて述べた文として、最も適切なものはどれですか。主権者である国民が選挙を通じて政治に参加しているという観点から説明したものを選びなさい。（2020年 高知公立入試 類似）

- |   |   |   |  |
|---|---|---|--|
| 1. 国民が選挙で選んだ代表者によって構成される国会が、議決によって国会議員の中から指名する。 | 2. 国民が直接投票を行い、全国で最も多くの票を得た候補者が自動的に就任する。 | 3. 最高裁判所の長官が、国会による推薦を受けた人物の中から、法に基づき指名する。 | 4. 内閣の助言と承認に基づき、天皇が国民の中から実質的な権限を持って指名する。 |
|---|---|---|--|

**問7** 日本の司法制度改革では、司法への国民参加を促す仕組みが整備されました。そのうち、くじで選ばれた国民が、検察官による「事件を裁判にかけない」という判断（不起訴処分）が妥当であったかどうかをチェックする組織の名称を選びなさい。（2024年 和歌山公立入試 類似）

- |          |          |        |               |
|----------|----------|--------|---------------|
| 1. 検察審査会 | 2. 裁判員制度 | 3. 陪審制 | 4. 日本司法支援センター |
|----------|----------|--------|---------------|

**問8** 日本国憲法の規定に基づく内閣総理大臣の指名と任命の手続きについて、正しい説明はどれですか。（2019年 千葉県公立入試 類似）

- |                                   |                                     |                                     |  |
|-----------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|--|
| 1. 国会議員の中から国会の議決で指名され、天皇によって任命される | 2. 国会議員の中から内閣の互選により指名され、天皇によって任命される | 3. 国民の直接選挙によって指名され、最高裁判所長官によって任命される | 4. 国会議員の中から国会の議決で指名され、最高裁判所長官によって任命される |
|-----------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|--|

## 答え合わせ・解説

問1	<b>答え 1</b> 第一審から第二審への不服申し立てを控訴、第二審から第三審への不服申し立てを上告と呼ぶ	裁判を慎重に行うことで誤判を防ぎ、国民の人権を保障するための制度です。第一審（地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所など）の判決に対して、上級の裁判所（主に行高等裁判所）へ不服を申し立てることを「控訴」と言います。さらに、その第二審の判決に対しても納得がいかない場合に、最高裁判所などへ第三審を求めることを「上告」と言います。検察官が裁判を提起する「起訴」や、被害者が犯罪を申告する「告訴」とは区別する必要があります。
問2	<b>答え 1</b> 内閣の過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。	日本国憲法第68条により、内閣総理大臣が内閣大臣を任命する際、その過半数は国会議員でなければならないと定められています。これは、内閣が国民の代表である国会の信任に基づいて成立するという議院内閣制の原則を維持するための仕組みです。残りの半数未満については、民間人から登用することも可能です。
問3	<b>答え 1</b> 辞めさせたいという「×」の印がついた票が、有効投票の過半数に達したとき。	国民審査は、三権分立のうち「国民から司法」への抑制手段の一つです。有効投票のうち、辞めさせたい意思を示す「×」が過半数となった場合、その裁判官は罷免され、職を失うこととなります。これまで実際に罷免された裁判官はいませんが、国民が最高裁判所の構成を最終的に審査する重要な権利として憲法に規定されています。
問4	<b>答え 1</b> 証言台を挟んで右側に位置し、被告人が有罪であることを立証し、法律に基づいた処罰を求める。	裁判所の法廷配置において、検察官は裁判官から見て右側の席に座ります。検察官は「公益の代表者」として、警察から送られた証拠を精査し、裁判を通じて社会の秩序を守るために適切な刑罰を要求する職務を果たします。
問5	<b>答え 1</b> 内閣が最高裁判所長官を指名し、その指名に基づいて天皇が任命を行う。	憲法第6条により、天皇は「内閣の指名に基いて、最高裁判所の長官を任命する」と定められています。実質的に誰を長官にするかを決定する権限（指名権）は内閣にあり、天皇が行う任命は形式的・儀礼的な「国事行為」として位置づけられています。国会が指名を行うのは内閣総理大臣であり、最高裁判所長官と混同しないよう注意が必要です。
問6	<b>答え 1</b> 国民が選挙で選んだ代表者によって構成される国会が、議決によって国会議員の中から指名する。	日本国憲法において、主権者である国民は選挙を通じて国会議員を選出します。その国民の代表者で構成される国会が、国会議員の中から内閣総理大臣を「指名」し、その後、天皇が形式的・儀礼的な国事行為として「任命」を行います。これにより、国民の意思を間接的に行政の長へと反映させる間接民主制の仕組みがとられています。
問7	<b>答え 1</b> 検察審査会	検察官は、捜査の結果をもとに事件を裁判にかける（起訴する）かどうかを決定する強い権限を持っています。しかし、社会的に注目される事件などで検察官が「不起訴処分」にした場合に、その判断が民意と大きく離れていないかをチェックするために、一般の国民が参加するこの組織が設けられています。裁判員制度が「起訴された後の刑事裁判」に国民が参加するのに対し、この組織は「起訴するかどうか」の判断に関わる点が特徴です。
問8	<b>答え 1</b> 国会議員の中から国会の議決で指名され、天皇によって任命される	憲法第67条により、内閣総理大臣は国会議員の中から国会の議決で指名されます。その後、憲法第6条に基づき、国会の指名に基づいて天皇が任命を行います。天皇による任命は、政治的な権限を持たない形式的・儀礼的な「国事行為」として行われます。